

平成十七年総務省令第四十九号

平成十七年度における地方財政法第三十三
条の五の四の額の算定に関する省令

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三
十三條の五の四の規定に基づき、平成十七年度に
おける地方財政法第三十三條の五の四の額の算定
に関する省令を次のように定める。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第
三十三條の五の四に規定する総務省令で定める
ところにより算定した額は、次の各号に掲げる
地方公共団体の種類に応じ、当該各号に定める
方法によって算定した額（千円未満の端数があ
るときは、その端数を切り捨てる。）とする。

一 都道府県 地方交付税法等の一部を改正する
法律（平成十七年法律第十二号。以下「地方交
付税法等改正法」という。）附則第五條第一項
第一号に掲げる額

二 市町村及び特別区 地方交付税法等改正法附
則第五條第一項第二号に掲げる額

附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行す
る。